第１回ベトナムＬＥＡＤ共同研究

国際協力部教官
鈴　木　雄　大

第１　はじめに

当部は、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）との法務・司法分野における新たな取組として、令和７年度から日越ＬＥＡＤ（Legal Exchange and Development の略であり、以下この略を「ＬＥＡＤ」という。）を開始し、その取組の下、令和８年３月１０日（火）から同月１７日（火）までの間、ベトナム司法省職員等８名を日本に招き、第１回ベトナムＬＥＡＤ共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。

本稿では、本共同研究実施に至るまでの経緯や実施目的について概観した後、本共同研究の概要を紹介する。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第２　本共同研究の実施までの経緯及び実施目的

１　法務省は、平成６年（１９９４年）からベトナムに対する法制度整備支援を開始[1]し、平成８年（１９９６年）に独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）による法制度整備支援プロジェクトが開始してからは、一貫して、現地セミナーや本邦研修の企画及び実施、日本国内の研究者や法律実務家で構成されるアドバイザリーグループへの参加、長期専門家となる検事等の派遣、長期専門家ら現地の関係者との日常的な連絡調整業務等を行うなど、プロジェクトの活動に全面的に協力してきた。

これらのベトナムに対する支援は、日本の法制度整備支援の対象国の中で最も長い歴史を有するものであるところ、長年にわたる支援の中で、民法や民事訴訟法等の基本法令を含む数々の重要法令の起草支援、実務参考資料の作成、法律実務家等の人材育成や養成機関及び研究機関との連携強化などを通じ、多大な物的・人的アセット（財産）が蓄積されてきた。

しかしながら、ＪＩＣＡによる法制度整備支援プロジェクトは、令和７年（２０２５年）１２月に一旦終了することとなり、ＪＩＣＡによる法制度整備支援プロジェクトが一時中断した後も、重要なパートナーであるベトナムとの関係において、前記アセットを今後も有効に活用する方策が必要となった。

２　一方で、近時、ベトナムは著しい経済発展を遂げ、社会の情報化や国際化に伴い新たな法的課題等が生じており、ベトナム側の関心事項も多岐にわたるようになったた

[1] ベトナムへの支援を開始した経緯等については、ＩＣＤ　ＮＥＷＳ第１００号（２０２４年１１月号）１頁以下などを参照されたい。

め、それらのベトナム側の新たな多様なニーズに即時かつ柔軟に対応できる仕組みを構築する必要性が認められた。

加えて、令和５年（２０２３年）、日ＡＳＥＡＮ特別法務大臣会合で採択された共同声明[2]では、日本とＡＳＥＡＮが友好、協力、対等なパートナーシップの精神の下、引き続き緊密に活動し、日ＡＳＥＡＮの協力関係を次なる段階へ昇華させることが宣言されたところ、日本とベトナムの法務・司法分野における協力関係についても、同宣言を踏まえた新たなフェーズに進むことが期待された。

３　以上を踏まえ、当部は、これまで長きにわたり信頼関係を構築し、前記アセットを蓄積してきたベトナムとの法務・司法分野の連携を更に強化し、次のステップとして、両者の立場を「イコール・パートナーシップ」の関係へと発展させるべく、ベトナムとの間での新たな協力関係の構築を企画した。

具体的には、解決すべき課題をテーマとして選定し、それに関する両国の法令やその運用上の問題点などを明らかにした上で、一方的な知見共有にとどまることなく、継続的な議論を通じ、双方向性を確保しながら課題解決に向けた共同研究等を行うものであり、これを日越ＬＥＡＤと名付けて開始することとした。

４　当部は、日越ＬＥＡＤの最初の実施機関としてベトナム司法省を選定し、令和８年（２０２６年）３月に、日越ＬＥＡＤの枠組みに基づく最初の共同研究である本共同研究を、同省との間で実施することとした。

本共同研究における前記「解決すべき課題」は、ベトナム司法省の関心事項を踏まえ、①司法省（法務省）の組織構造、権限と責任及び職員の人材育成の現状と課題、②国際仲裁及び国際調停に関する法制と現在の取組、の２つが選定された。

これらの課題について、日本側とベトナム側から相互に発表を実施し、双方向的な意見交換を実施するとともに、日越ＬＥＡＤの枠組みの下での今後の協力活動の在り方について意見交換及び協議を実施することを目的として、本共同研究を実施した。

本共同研究の日程は別添１のとおりであり、本共同研究の参加者は別添２のとおりである。

第３　本共同研究の内容

１　司法省（法務省）の組織構造、権限と責任について

前記の解決すべき課題①については、「司法省（法務省）の組織構造、権限と責任」と「司法省（法務省）職員の人材育成の現状と課題」の２つに分け、それぞれ発表と意見交換を行った。

前者については、日本側からは、元法務事務次官である高嶋智光先生に講師をお務

[2] 当省のホームページ（法務省：司法外交閣僚フォーラムの結果概要について）にも掲載されている。

めいただき、日本の三権分立、刑事司法の独立性の歴史についてご講義をいただいた。

高嶋先生によるご講義は、日本の三権分立の歴史について、江戸時代まで遡る幅広い内容でありながら、要点が的確にまとめられた非常に理解しやすいものであった。講義では、江戸時代には全権を行使する征夷大将軍の下、刑事手続は幕府の傘下にある奉行が全てを担当していたこと、明治時代には、当初、司法省の下に裁判所と検事局が置かれ、その後大審院が設置されて裁判所が行政機関から分離されたが、監督権や人事権をなお司法省が握っており、三権分立を明記した大日本帝国憲法下でもそれは変わらなかったこと、第二次世界大戦後の現行憲法により、司法は裁判官人事権を含めて最高裁判所が所管することとなり、実質的に三権分立が採用されるとともに、検察についても一定の独立性を持たせるため、検察庁法が設けられ、法務省の外局とされたことなどについて概括的に説明された。また、このような制度の変遷の中で、明治憲法下で政府の要求を受けながら、これを排して被告人に判決を下した大津事件が起こったことや、現行憲法下で検察に対する政治介入が行われ、国民から強い非難を浴びた造船疑獄事件が起こったことについても紹介され、三権分立、刑事司法の独立性についての日本の裁判官の信念や国民感情にも触れられた意義深い内容であった。

ベトナム側からは、令和７年（２０２５年）３月に実施された中央省庁の再編の影響や、その再編に伴う司法省の新たな権限・業務などについて発表された。ベトナムでは、共産党中央執行委員会決議[3]等の下、組織機構の簡素化が進められ、中央省庁が統合[4]され、司法省も所属各機関につき再編[5]されたこと、この再編に伴い、司法省には行政手続の統制機能が移管・追加され、各省庁、部門及び省級人民委員会による行政手続統制業務の実施について指導、フォローアップ、督促及び検査を行い、実施状況及び結果を総合して政府及び首相に報告することなどの行政手続監視業務が追加されたこと、法令執行の組織に関する諸措置について首相に助言する任務も追加され、法規範文書に関する意見・提案の受付及び処理のための情報システムの導入、管理、更新及び運用を主導するとともに、各機関による意見・提案の受付及び処理について指導し、フォローアップ及び督促を行うこととされたこと、地方政府の再編[6]に伴い、地方の民事執行機関も２層モデルに再編され、司法省民事執行管理局は再編後の体制の下での地方への権限移譲及び分権の強化の方針を実施することとされたことなどが発表された。

[3] ２０１７年１０月２５日付決議第１８－ＮＱ／ＴＷ（政治体制の組織機構の刷新及び再編を引き続き推進し、簡素で実効性及び効率性のある活動を確保することに関する若干の問題について）

[4] ８つの省が４つに統合されるなどし、１８省４機関体制から１４省３機関体制に再編され、令和７年３月１日から再編後の体制で運営されている。

[5] 刑事・行政法部及び民事・経済法部をそれぞれ局に改組し、国際法部を国際法・国際投資紛争解決局として設立し、政府官房から行政手続監視局の移管を受け入れるなどしたとのことである。

[6] 省級、県級、社級の３級制から、県級が廃止されて省級と社級の２級制となり、省級については２９省市が減少して３４の省及び中央直轄市に、社給については６７１４社等が減少して３３２１の社等に再編された。令和７年（２０２５年）７月１日から再編後の体制で運営されている。

意見交換では、高嶋先生の講義内容に対して、権力の抑制と均衡のために三権分立が果たす役割の大きさについて理解を示す意見が出され、大津事件の際の世論や天皇の対応について質問が出されるなどし、ベトナム側の発表に対しては、追加された行政手続監視業務の内容や範囲について質問するなど、様々な内容について協議が行われた。

2　司法省（法務省）職員の人材育成について

このテーマについては、日本側からは、河原誉子法務総合研究所総務企画部長に講師をお務めいただき、法務総合研究所（以下「法総研」という。）の組織・業務や、法総研における職員研修の現状、課題についてご講義をいただいた。

講義では、法務省や法総研の組織について概観した後、研修を実施する体制として研修第一部から第三部まであり、それぞれが実施する研修の対象者が異なること、研修の種類としては、法務局・地方法務局職員については、一定の職務経験年数に達した職員全員が義務的に受ける地方研修と、職務内容等に応じて行われる中央研修があること、幹部職員等に対して行われる中央研修では、高度な法律知識・法律的素養の習得と社会的識見の涵養を目的とし、民事法の講義のみならず、人事管理・予算管理等に関する講義やマネジメント演習、事例課題についてのグループ討議、行政課題に関する研究・討議・発表などが行われていること、新型コロナウイルス感染症対策として広まったリモート方式と従来の集合方式それぞれの利点を生かした研修や、社会情勢の変化等を踏まえた合理的で充実した研修の実施が課題となっていることなど、詳細な内容が紹介された。

ベトナム側からは、司法省職員の研修の概要や、職員育成上の課題、今後の方向性などについて発表された。

司法省職員を対象とした研修は、各期において省指導部が策定する研修・能力開発計画に基づき、各年度の重要施策を重点項目として実施されており、２０２１年から２０２５年にかけては、①国際的な統合（国際社会への適応）に要する資質・資格・能力を兼ね備えた高度専門人材の育成、②刑事法、民法、行政法、国際法等の主要分野における高度な専門性を有する中核的な専門家チームの構築、③職務遂行及び国際統合（国際対応）における外国語を高度に習熟・活用できる職員陣の構築、④国際的な業務環境における要求水準に対応するための法務分野の専門外国語研修に係るカリキュラム枠組み及び教材開発の任務の具体化を目的として実施されたこと、オンライン併用形式（ハイブリッド形式）への移行により、研修の受講機会が拡大したこと、各部局間において、研修・育成事業の進捗に著しい乖離があり、一部では情報周知の徹底不足、具体的実施計画の策定遅延等の課題があること、過重な業務負担及び定員削減の影響により、体系的な研修参加に必要な時間及び要員の確保が困難となっていることや、海外派遣研修の成果が十分に還元されていないといった問題もあること、今後の研修事業の執行にあたっては、「法治国家の建設」、「立法業務の刷新」、及び

「国家デジタルトランスフォーメーションの画期的推進」に係る諸方針を厳格に遵守・反映させるものとされており、制度整備及び管理体制の最適化、研修内容及びカリキュラムの高度化、研修形態及び教育手法の刷新、リソースの確保及び国際協力の推進を主に実施していく方向であることなどが紹介された。

意見交換では、採用時に特に職種を限定することなく職員を採用する日本の法務省と、特定の職種ごとに職員を採用するベトナム司法省との研修制度の違いや、研修の質の確保等について相互に意見が交わされた。

3　国際仲裁及び国際調停に関する法制と現在の取組について

このテーマについては、日本側からは、民事局参事官竹下慶氏と大臣官房国際課付渡部みどり氏に講師をお務めいただき、国際仲裁、国際調停についての日本の国内法の整備状況や、これらの活性化に向けた取組についてご講義をいただいた。

国際仲裁、国際調停の活性化に向けた取組については、平成２９年（２０１７年）、内閣官房に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置されて以降、関係府省連絡会議での「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（中間とりまとめ）策定、同施策に基づく５年間の調査等委託事業の実施、「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」の開催及び同研究会報告書のとりまとめを経て、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（令和６年指針）を策定したこと、令和６年指針では、民商事分野における国際的な法の支配の促進、経済の活性化への寄与が国際仲裁活性化の意義・目的等とされ、今後政府が講じるべき主な施策として、国内外における周知広報活動、国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上、人材育成等が掲げられていることなどが説明された。

ベトナム側からは、商事仲裁・商事調停の組織と活動の実態について発表された。

商事仲裁については、ベトナムは仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の加盟国であり、国内法としては２０１０年商事仲裁法及びその施行指針が存在し、国際商事仲裁判断の承認手続は、民事訴訟法によって規律されること、令和７年（２０２５年）１２月３１日現在、ベトナム国内には１３００名以上の仲裁人と５４の商事仲裁センター（ベトナム国際仲裁センター（ＶＩＡＣ）は２０４名の仲裁人を擁する大規模な仲裁センターである。）が存在し、令和４年（２０２２年）には常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration – PCA）の第５代表事務所がベトナムに設置されたこと、令和６年（２０２４年）だけでも、仲裁判断が下された案件及び調停が成立した案件は６０００件を超えており、事案は商品の売買、建設、知的財産、労働、商業保険、外国投資、海事、信用、国際決済など、多くの分野に及んでいることなどが紹介された。

商事調停については、商法や労働法など多くの法律に規定され、事業、商事、労働

などの紛争を対象とし、手続は商業調停に関する政令[7]によって規制され、認定された商事調停人により実施されること、司法局に登録されている商業調停人は１００名以上おり、１７の商業調停センターが設立され、８つの仲裁センターに商業調停機能が追加されたこと、などが紹介された。

課題については、調停・仲裁に共通するものとして、仲裁人及び調停人の質の問題（特に国際投資紛争処理の専門的スキル）、施設の不十分さが挙げられ、商事仲裁については、仲裁の組織・活動に関する制度がまだ統一されておらず、裁判所による仲裁判断の破棄を監督する有効な仕組みが整備されていないこと、その結果、仲裁判断の取消率が依然として高く、これにより仲裁判断の執行に対する信頼性が低下していることが挙げられた。商事調停については、商事調停の進行期間が訴訟提起の消滅時効期間に算入されないこと、調停決定の執行は裁判所による承認がない限り強制力を持たず、仲裁と同様に当事者間で調停合意が成立した場合の裁判所の管轄権排除に関する規定が欠如していることなどが大きな障壁となっており、紛争解決手段としてこれを選択する当事者の意欲を削いでいることなどが挙げられた。

その後の意見交換では、互いに課題として挙げた仲裁制度及び調停制度の周知活動等について、相互の取組を紹介するなどしながら協議が行われた。

4　今後の協力活動の在り方についての意見交換及び協議

この意見交換・協議においては、当部から、日本の政府開発援助（ＯＤＡ）の実施機関であるＪＩＣＡの支援はいずれ終了するが、日本のベトナムとの長年にわたる法・司法分野での協力関係は強固なものであること、それを維持、発展させるための枠組が日越ＬＥＡＤであること、将来に向けた協力関係を継続する上では、この枠組で重視している対等なパートナーシップの精神の下で活動を行うことが重要と考えること、この枠組で何を行うかは、目標や期限を必ずしも定めずに柔軟に活動できる一方、予算の制約があることを踏まえて検討する必要があることなどを伝え、今後の協力活動について意見を求めた。

ベトナム側からは、これらの考えや認識に賛成する旨の意見が述べられた上で、①法整備の国家戦略作成に対する支援や、②民法等の改正支援、③法執行の能力強化、④特に法整備・法執行に関わる司法省職員の能力強化、育成など、幅広いテーマについての協力の希望があり、また、若手職員の育成のため、職員を日本の関連機関に数か月程度派遣して研修を受ける機会を設けてほしいという希望もあった。

また、協力の方法についても、予算の制約を踏まえ、研修活動をオンラインで実施することや、双方が興味関心のあるテーマを決めて互いに研究を行い、その成果をオンラインやホームページ、セミナー、機関紙などで公表する方式なども提案された。

[7] 政令第２２／２０１７／ＮＤ－ＣＰ号（国内及び国際的な商業調停を規定）

第４　おわりに

前記第１で述べたとおり、本共同研究では、同じ課題について、日本側とベトナム側から相互に発表を実施し、双方向的な意見交換を実施することを試みた。

取り扱うすべてのテーマについて、日本側とベトナム側が、それぞれ同じ時間だけ発表を行った上で意見交換を行うのは、初めての試みであったが、結果として、互いの国の法制度や組織についてより良く理解できる機会となり、また、それを前提として課題についての解決策を考え、意見を交換することができた。

対等なパートナーシップの下、課題解決に向けた議論を行うというこの取組のコンセプトにより、効果的な共同研究を体現できたものと考える。

もちろん、初めての試みということもあり、共同研究実施前の準備段階で、協議の前提となる情報についてもう少し互いに共有すべき部分があったと思われる点など、反省すべき点もあったが、それらの反省を今後に活かし、ベトナムとの法務・司法分野における協力関係を更に継続・発展させるため、日越ＬＥＡＤの取組を成長させていきたい。

また、当省による法制度整備支援も３０年を超え、ベトナムのように経済成長を遂げてＯＤＡに馴染まなくなる対象国は今後益々増えていくものと思われる。

しかし、従来の支援が終了したとしても、それまでの支援により生み出されたものや人間関係は、貴重な財産であり、多様な価値観にも左右されない紐帯となり得るものと考える。

全くの私見ではあるが、これからの当部の活動では、この紐帯をいかに更に太く、強くするかについて、常に試行錯誤していくことが重要であり、日越ＬＥＡＤはそのパイロットプログラムの側面も持っているものと考える。

そのようなプログラムに関われたことに感謝しつつ、試行錯誤を継続していきたい。

最後に、本共同研究にご協力いただいた高嶋先生、河原部長、竹下参事官、渡部課付、通訳を快くお引き受けいただいた綱川秋子先生、佐藤はるか先生、そして本共同研究にご協力いただいたすべての関係者の皆様に、心より御礼を申し上げたい。





【本共同研究時の様子】

令和7年度ベトナムLEAD共同研究日程表

【令和8年3月10日（火）～17日（火）（移動日を含む。）】

［担当教官：鈴木教官、樋口教官、担当専門官：神谷主任専門官］

※IJC：国際法務総合センター

月日	曜日	AM	PM	備考	
3／10	火	【入国】		IJC泊	
3／11	水	10:00 12:00 オリエンテーション・ICD業務説明 IJC	14:00 17:00 【発表・意見交換】 「越司法省・日法務省の組織構造、権限と責任」 高嶋智光　弁護士 IJC	18:30 部長主催 意見交換会	IJC泊
3／12	木	11:45 12:15 （移動） 法務総合研究所所長 表敬訪問 法務省赤れんが棟	14:00 17:00 【協議】 「今後の共同研究について」	ホテル泊	
3／13	金	10:00 12:00 【ベトナム側発表】 「越司法省職員の人材育成の現状と課題」 法務省赤れんが棟	14:00 16:00 【日本側発表】 「日法務省職員の人材育成の現状と課題」 河原誉子　法務総合研究所総務企画部長 法務省赤れんが棟	16:00 17:00 【意見交換】	ホテル泊
3／14	土	休務日		ホテル泊	
3／15	日	休務日		ホテル泊	
3／16	月	10:00 12:00 【ベトナム側発表】 「国際仲裁・国際調停に関する法制と現在の取組」 法務省赤れんが棟	14:00 16:00 【日本側発表及び意見交換】 「国際仲裁・国際調停に関する法制と現在の取組」 法務省大臣官房国際課・民事局 法務省赤れんが棟	17:00 18:00 法務大臣 表敬訪問 **法務省**	ホテル泊
3／17	火	【出国】			

令和7年度ベトナムLEAD共同研究　研修参加者名簿

1	ファン　チ　ヒエウ
	Mr.　Phan Chi Hieu
	司法省副大臣
2	ファン　ティ　ホン　ハ
	Ms.　Phan Thi Hong Ha
	司法省人事局長
3	ト　ヴァン　ホア
	Mr.　To Van Hoa
	ハノイ法科大学学長
4	レ　ヴァン　トゥアン
	Mr.　Le Van Tuan
	司法省司法補助局副局長
5	グエン　ヒエウ
	Mr.　Nguyen Hieu
	公安省内部政治治安局副局長
6	ホアン　ティ　トゥ　ハー
	Ms.　Hoang Thi Thu Ha
	司法省国際協力局課長
7	ブイ　マイン　ニャット
	Mr.　Bui Manh Nhat
	司法省事務局書記課
8	レ　グエン　タオ
	Ms.　Le Nguyen Thao
	司法省法律普及・教育・扶助局専門官

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 鈴木雄大(Mr. SUZUKI Yudai)

教官 / Professor 樋口瑠惟(Mr. HIGUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 神谷哲夫(Mr. KAMIYA Tetsuo)